

「第5次行財政改革大綱」一部改定（H23.2）（案）の概要

平成21年2月に策定した「第5次行財政改革大綱」（推進期間：平成21～23年度）に基づき行財政改革を推進している。

この大綱に掲げる推進事項や数値目標等については、状況変化や達成状況等を踏まえ、毎年度見直しを行うこととしており、今回、以下のとおり見直しを行う。

主な見直しの内容（新旧対照表）

【財政構造改革】

	改定案	現行	摘要
P5	<p>（略）本県財政は依然として危機的な状況にあることから、これまで以上に徹底した改革を進め、平成23年度からスタートする「いきいき いばらき生活大県プラン」（新県総合計画）の推進を下支えできる、持続可能で健全な財政構造の確立を図ります。</p>	<p>（略）本県財政は未曾有の危機的な状況に瀕していることから、これを回避し、新たな県民ニーズに的確に対応できる、持続可能で健全な財政構造の確立を図ります。</p>	<p>（リード文の修正） ・H23に新たな県総合計画がスタートすることに伴う修文</p>
P6	<p>将来負担額の改善とプライマリーバランスの黒字化</p> <p>● 保有土地等に係る将来負担額が1,890億円程度と大きくなっていることから、全庁あげて保有土地の早期処分に取り組みながら、今後20年程度をかけて、計画的に将来負担額の改善を図ります。</p> <p>また、「保有土地に係る将来負担対策の全体スキーム」については、毎年度の土地処分の動向や地価変動等を的確に把握し、常にスキームの実現可能性をチェックしながら、財政負担を勘案しつつ、毎年度適切に対応していきます。</p> <p>※別添「保有土地等に係る実質的な将来負担への対策(案)」参照</p>	<p>将来負担額の改善とプライマリーバランスの黒字化</p> <p>● 保有土地等に係る将来負担額が2,300億円程度と大きくなっていることから、保有土地の早期処分を進め、その進捗を踏まえ処分見直しを見直ししながら、毎年度の財政負担を勘案しつつ、今後20年程度をかけて、計画的に将来負担額の改善を図ります。</p>	<p>（修文・内容追加） ・将来負担額の変更 ・土地処分状況等を的確に把握しながら対応していく旨を追加</p>

P16	維持管理経費・内部管理経費の見直し	維持管理経費・内部管理経費の見直し					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務事務については、人員削減効果を考慮し、<u>全庁的な集中処理を可能とするシステムを導入するとともに、総務事務センターを設置します。</u> <u>なお、総務事務センターにおいては、障害者を積極的に雇用するとともに、外部委託等を導入します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務事務については、人員削減効果を考慮し、<u>総務事務センターなど集約化組織を設置するとともに、全庁的な総務事務の集中処理を可能とするシステムづくりを進め、その全面導入を目指します。</u> <u>なお、集約化組織においては、障害者の雇用に配慮した外部委託の導入を検討します。</u> 	(修文) ・総務事務の集約化がスタートすることに伴う修文				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="228 477 286 542">目 標</td> <td data-bbox="293 477 981 542">・教職員住宅を<u>34棟137戸</u>廃止</td> </tr> </table>	目 標	・教職員住宅を <u>34棟137戸</u> 廃止	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1023 477 1081 542">目 標</td> <td data-bbox="1088 477 1776 542">・教職員住宅を<u>24棟97戸</u>廃止</td> </tr> </table>	目 標	・教職員住宅を <u>24棟97戸</u> 廃止	(目標値の上乗せ) ・達成状況を踏まえ目標値を上乗せ
目 標	・教職員住宅を <u>34棟137戸</u> 廃止						
目 標	・教職員住宅を <u>24棟97戸</u> 廃止						
P18	県立病院改革の取り組みの推進	県立病院改革の取り組みの推進					
	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>平成22年度からの4年間を第二期改革とし、県立病院の健全経営のため、退職給与引当金など必要な経費を計上した上で、病床利用率の向上や徹底した経費削減等により、単年度資金収支の均衡を図るよう努め、平成25年度に経常収支比率や職員給与比率等の経営目標の達成を図ります。</u> <u>また、経営改善状況の検証を踏まえ、地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人化、公設民営化、民間移譲など経営改革を進めるのに相応しい経営形態の選択について平成24年度を目途に検討を進めます。</u> 		(●の追加) ・第二期改革の推進及び経営形態の検討を追加				
P19	特別会計の見直し	特別会計の見直し					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 精査会計、準精査会計については、今後の事業のあり方や新たな課題等への対応を検討し、改革を確実に進めます。 〈精査会計〉 (鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計) ・ <u>事業の進捗状況や保有土地の処分状況等を踏まえ、また、開発の経緯に鑑み地元市等の意見を十分に聞きながら、収束に向けた検討を行います。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 精査会計、準精査会計については、今後の事業のあり方や新たな課題等への対応を検討し、改革を確実に進めます。 	(内容追加) ・県出資団体等調査特別委員会の提言を踏まえた特別会計ごとの推進内容を追加				

(都市計画事業土地区画整理事業特別会計(TX沿線開発, 阿見吉原地区))

- ・ 整備計画の見直しなどによる事業費総額の縮減及び事業用定期借地権制度の活用や民間事業者との共同分譲などによる保有土地の早期処分に取り組むとともに、金利負担相当額を一般会計から繰り入れるなどの将来負担対策を計画的に講じ、会計の健全化を図ります。

(病院事業会計【18頁再掲】)

〈準精査会計〉

(県立医療大学付属病院特別会計)

- ・ 病床利用率の向上やリハビリテーション医療の充実等により収入を確保するとともに、医療経営、医事事務専門家の導入の検討や、後発医薬品等の採用、委託業務等のさらなる見直しにより支出の削減を図ります。

(流域下水道事業特別会計【17頁再掲】)

(P17「企業会計繰出金の抑制」掲載内容)

- 流域下水道事業特別会計については、平成23年度から地方公営企業法の財務規定を適用した企業的経営により、事業の効率化や費用負担の明確化を推進します。

また、受益者負担の適正化の観点から、市町村の理解を得つつ資本費に係る負担を求めるほか、借入金償還の平準化のため、下水道事業債の元金償還について県債の活用を図ります。

(港湾事業特別会計【18頁再掲】)

(P18「特別会計繰出金の抑制」掲載内容)

- 港湾事業特別会計の機能施設整備事業については、ポートセールスや企業誘致により寄港船舶等を増加させ、港湾施設使用料の増収を図ります。

また、整備事業の重点化を図り、新たな起債を抑制するとともに、資本費平準化債等を活用することにより、一般会計からの繰出金を抑制します。

臨海土地造成事業については、繰出金の将来的な負担増を招かないよう、造成用地の早期売却等を進めます。

P22	県等保有土地の処分推進 ● 「県有地等処分・管理対策本部」において、改革工程表に基づく保有土地処分実績等の進行管理の徹底を図るとともに、県のホームページ等を活用して情報提供していきます。	県等保有土地の処分推進	(●の追加) ・土地処分に係る進行管理・情報提供を追加
P25	(5) 新たな成長・ <u>発展</u> のための取り組み	(5) 新たな成長・ <u>「産業大県」づくり</u> のための取り組み	・県計画の基本理念(生活大県)の変更に伴う修文

【出資団体改革】

	改 定 案	現 行	摘 要
P27	(略) 出資団体のあり方などについて抜本的な見直しを行うとともに、これまでも増して経営健全化に向けた取り組みを徹底していくなど、出資団体改革が確実なものとなるよう取り組んでいきます。 また、県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受け止め、スピード感を持って改革に取り組んでいきます。	(略) 出資団体のあり方などについて抜本的な見直しを行うとともに、これまでも増して経営健全化に向けた取り組みを徹底していくなど、出資団体改革が確実なものとなるよう取り組んでいきます。	(リード文の修正) ・県出資団体等調査特別委員会の提言を受けた対応を追加
P28	県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受けた対応 ● 県議会県出資団体等調査特別委員会の提言にある出資団体数、県派遣職員数、補助金・委託料等の削減目標の実現に向け、改革を進めていきます。		(推進項目の追加) ・県出資団体等調査特別委員会の提言を踏まえ対応を追加

県出資団体等調査特別委員会の提言における削減目標

項 目	平成21年度	目 標	
		平成25年度	平成29年度
県出資団体数	55団体	40団体程度(▲15)	30団体程度(▲10)
県派遣職員数	261人	平成25年度	
		130人程度(▲131)	
補助金・委託料・貸付金合計額(公社対策分を除く)	約300億円	150億円程度 (▲150)	

P31	(4) 個別法人の推進事項 別紙	(4) 個別法人の推進事項 別紙	(修文・内容追加) ・ 県出資団体等調査特別委員会の提言を踏まえ修文・内容追加
-----	---------------------	---------------------	--

【県庁改革】

	改定案	現行	摘要
P35	<p>県民サービス向上運動の推進</p> <p>● <u>県民視点に立ったより一層のサービス向上を図るため、外部の目による評価を取り入れます。</u></p>	<p>県民サービス向上運動の推進</p>	<p>(●の追加)</p> <p>・ 外部の目による評価を追加</p>
P36	<p>いばらきのイメージ向上</p> <p>● <u>本県の豊かな地域資源や科学技術の集積など幅広い魅力を県内外に効果的に発信するため、専門的知識・ノウハウを有した民間人を広報監に起用するとともに、広報戦略室を設置し、戦略的な広報体制の整備を図ります。</u></p> <p>● <u>部局横断的な情報発信を展開するとともに、パブリシティ活動の強化によるマスコミへの露出機会の拡大を図り、併せて県民総参加による茨城の魅力発信を行い、県のイメージアップに努めていきます。</u></p>	<p>いばらきのイメージ向上</p> <p>● <u>本県の豊かな地域資源や科学技術の集積など幅広い魅力を県内外に効果的に発信するため、専門的知識・ノウハウを有した民間人を登用する「広報監」の設置や広報広聴課に「広報戦略室」を設置するなど戦略的広報体制を強化し、各部が行う情報発信や販売促進施策などの取組を統一的・戦略的に行うとともに、個々のブランド力の向上や地域が一体となった取り組みなどを支援し、県内外の認知度や評価を高め「いばらきブランド」が選択されるよう、継続的な取組を展開し、本県のイメージ向上を図ります。</u></p>	<p>(修文)</p> <p>・ 体制整備等に係る修文</p> <p>(●の追加)</p> <p>・ パブリシティ活動の強化等取組の拡充を追加</p>

P39	県条例等に基づく規制の廃・緩和，行政手続の簡素化	県条例等に基づく規制の廃・緩和，行政手続の簡素化					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="230 225 286 300">目 標</td> <td data-bbox="286 225 987 300">・7条例等18事務について規制を廃止・緩和</td> </tr> </table>	目 標	・7条例等18事務について規制を廃止・緩和	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 225 1081 300">目 標</td> <td data-bbox="1081 225 1783 300">・3条例等7事務について規制を廃止・緩和</td> </tr> </table>	目 標	・3条例等7事務について規制を廃止・緩和	(目標値の上乗せ) ・達成状況を踏まえ 目標値を上乗せ
目 標	・7条例等18事務について規制を廃止・緩和						
目 標	・3条例等7事務について規制を廃止・緩和						
P44	職員のやる気を高める仕組みの充実	職員のやる気を高める仕組みの充実	(内容追加)				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員が業務に意欲的に取り組むよう職員提案制度を継続して実施し，優れた施策提案については予算化を図り，提案者については担当課所へ優先配置します。 また，特定のテーマを設定して県政の重要課題への提案を促進するなど，職員の業務意欲を一層喚起するよう，制度の改善を図っていきます。 ● 職員がこれまで以上に様々な機会を捉えて，いろいろな場に足を運び，自分で見て，聞いて，体験することなどを通じ，視野を広げ，新たな発想で意欲的に仕事に取り組めるよう，環境整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が業務に意欲的に取り組むよう職員提案制度を継続して実施し，優れた施策提案については予算化を図り，提案者については担当課所へ優先配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度の改善を追加 ・現場主義の徹底を図る旨を追加 				
P47	職員が働きやすい職場環境の整備	職員が働きやすい職場環境の整備	(内容追加)				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員のメンタル疾患について，原因の把握や対策の充実により，心の健康問題の早期発見，早期対応を図り，働きやすい職場環境づくりに取り組みます。 また，職員が心の悩みを気軽に相談できよう臨床心理士等を配置し，相談体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員のメンタル疾患について，原因の把握や対策の充実により，心の健康問題の早期発見，早期対応を図り，働きやすい職場環境づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の取組の拡充を追加 				
P51	県の重要な政策等に対する推進体制の整備	県の重要な政策等に対する推進体制の整備	(●を追加)				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の保有土地（主に工業団地以外）の早期処分を推進するため，保有土地処分体制を強化します。 [総務部に「土地販売推進本部」を設置] ● 食料・農業・農村を取り巻く新たな課題に柔軟かつ機動的に対応するため，農業改革推進体制を整備します。 [農林水産部の農業関係課を再編（「農業政策課」「産地振興課」「販売流通課」「農業経営課」を設置）] 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度の組織改正を追加 				

P54	業務・システム全体最適化（EA）の推進	業務・システム全体最適化（EA）の推進	(目標値の上乗せ) ・達成状況を踏まえ目標値を上乗せ
	目 標 ・共通基盤システムとの連携を図る情報システム数： <u>11システム</u>	目 標 ・共通基盤システムとの連携を図る情報システム数： <u>5システム</u>	
P58	公共施設サポーター制度の拡充	公共施設サポーター制度の拡充	(目標値の上乗せ) ・達成状況を踏まえ目標値を上乗せ
	目 標 ・道路ボランティア認証団体： <u>90団体</u> に拡充	目 標 ・道路ボランティア認証団体： <u>80団体</u> に拡充	

【分権改革】

	改 定 案	現 行	摘 要
P63	「地方政府」の確立に向けた地方分権改革の推進 ● 国が全国一律の法令で地方自治体の仕事を縛る「義務付け・枠付け」の見直しに対応し、県条例の制定、改正など、必要な措置を講じます。 <u>また、「義務付け・枠付け」の更なる見直しの推進に向け、全国知事会等と連携し、国に対し働きかけを進めます。</u> ● 地方分権の進展に伴い、これまで以上に地方自治体の独自性・独創性が求められることから、国の画一基準や前例等にとらわれない、自主・自立した職員意識の醸成に努めます。	「地方政府」の確立に向けた地方分権改革の推進 ● 国が全国一律の法令で地方自治体の仕事を縛る「義務付け・枠付け」の見直しに対応し、県条例の制定、改正など、必要な措置を講じます。	(内容追加) ・更なる見直しに向けた取組を追加 (●の追加) ・分権時代にふさわしい職員意識の醸成を追加
P63	広域連携の推進 ● 国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、関東知事会と連携し、都県域を越える事務の実施主体としての広域体制の構築に向けた検討を行っていきます。	広域連携の推進	(●の追加) ・関東知事会に設置された広域連携の検討体制を追加

(別 紙)

(4) 個別法人の推進事項 (※県出資団体等調査特別委員会の提言等を踏まえ、修文、内容追加)

重点的な取り組みを行う法人(精査団体)

法人名	推進内容	
	改定案	現行
(財)茨城県開発公社 (事業推進課)	<p>○ 公社の最大限の自助努力を前提に、安定的で自立した経営継続のための総合的な支援策を県の財政状況を勘案のうえ、<u>実施</u>します。</p> <p>○ プロパー工業団地のうち分譲中の団地については、毎年度6haを目標に分譲し、10年間で完売します。未造成の<u>工業団地等</u>については、県が<u>事業継承し地元市町村等とも協議しながら利活用方策を検討</u>します。</p>	<p>○ <u>平成21年度からの低価法導入により債務超過の可能性</u>があることから、<u>公社の最大限の自助努力を前提に、安定的で自立した経営継続のための総合的な支援策(当面の債務超過の回避策を含む)</u>を県の財政状況を勘案のうえ、<u>実施</u>していきます。</p> <p>○ プロパー工業団地のうち分譲中の団地については、毎年度6haを目標に分譲し、10年間で完売します。未造成の<u>団地</u>については、<u>公社としての事業化が困難であることから、県が土地を取得し、事業化を検討</u>します。</p>
茨城県住宅供給公社 (住宅課)	<p><u>(解散に至る経緯)</u></p> <ul style="list-style-type: none">平成22年9月28日に、公社は理事会で破産手続開始の申立てを決議し、同日、水戸地方裁判所に<u>申立てを行いました。</u>10月8日には破産手続開始決定がなされ、<u>これをもって、公社は地方住宅供給公社法の規定により、解散となりました。</u>なお、解散にあたり、<u>公社の借入金については、第三セクター等改革推進債381億円を活用し、整理を行いました。</u> <p><u>(解散後の対応)</u></p> <p>○ <u>解散後は、破産管財人により、公社資産の管理・処分が行われます。</u></p>	<p>○ <u>低価法の適用等により、平成20年度決算では約67億円の損失を計上したほか、保有土地の処分が目標どおり進まず、さらに地価下落が続けば、今後も評価損の発生が見込まれます。県民の負担をできるだけ抑制するため、解散に向けた課題・手法、第三セクター等改革推進債の活用などを検討し、早期解散に向けた取り組みを進めます。</u></p>

	<p>○ <u>県としては、土地の売却促進など、破産管財人による破産管財業務にできる限り協力するとともに、相談窓口を設置し、団地住民の不安解消に努めるなど、関係者への影響をできる限り小さくできるよう、努めていきます。</u></p>	
<p>茨城県土地開発公社 (都市計画課) (つくば地域振興課)</p>	<p>○ <u>公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業は真に緊急性、必要性のある事業に限定するとともに、公社の役割を踏まえた将来的なあり方について検討していきます。</u></p> <p>○ <u>保有土地の約9割を占めるひたちなか地区については、市場価格を反映した適正な売却価格等の設定、企業ニーズを踏まえた事業用定期借地や区画の分割等の公募条件の柔軟な見直しなど様々な手段で積極的に売却等を進めるとともに、売却までの間暫定的に賃貸を行うなど土地の有効利用を図ります。</u></p> <p>○ <u>平成21年度決算から適用した低価法により公社の財務状況を明らかにしていくとともに、地価下落により保有土地に損失が発生し、県の対策が必要な場合には適切な対応に努めていきます。</u></p>	<p>○ <u>保有土地の約9割を占めるひたちなか地区については、市場価格を反映した適正な売却価格等の設定や企業ニーズを踏まえた区画の分割など公募条件の柔軟な見直しなど様々な手段で積極的に売却を進めるとともに、売却までの間暫定的に賃貸を行うなど土地の有効利用を図ります。</u></p> <p>○ <u>地価下落により生じている含み損については、公社の財務状況を明らかにするため、低価法の適用と併せて必要な県の支援について検討します。</u></p>
<p>(社福)茨城県社会福祉事業団 (障害福祉課)</p>	<p>○ <u>県立あすなろの郷については、施設のコンパクト化や施設管理の見直し等について検討を行うとともに、経営の効率化を図り、自主・自立した運営に努めます。また、民間施設では支援が難しい障害者への支援などの役割を果たしていきます。</u></p>	<p>○ <u>県立あすなろの郷については、重度の障害者の受入れなど民間施設との役割分担を明確化し、施設のコンパクト化を進めるとともに、事務部門の合理化等により組織のスリム化を図ります。</u></p>
<p>(財)茨城県教育財団 (教育庁総務課)</p>	<p>○ <u>自立的な団体運営が可能な組織・事業体制へ移行するため、専門的な知識や経験を有する高年齢者等の人材を活用するなどして、必要最低限の県派遣職員数にするとともに、事務の効率化を図り経費削減に努めます。</u></p>	<p>○ <u>嘱託職員等の活用などにより、県職員派遣数を削減し経費削減とともに自立化を図ります。</u></p>

<p>(財)グリーンふるさと振興機構 (地域計画課)</p>	<p>○ <u>県北地域の振興を県政の最重要課題と捉え、その振興策を強化する観点から、平成27年度末を目途に、地元市町が主体となった広域的事業等に取り組む新たな体制を確立し、その上で発展的に廃止します。</u> 具体的な時期については、中間年での改革効果の検証を踏まえ、圏域の市町長、県議会議員をはじめとする関係者の意見や新たな体制の立ち上げの状況等にも十分配慮して決定していきます。</p>	<p>○ <u>平成22年度までは存続させることとし、①地場産業の振興、②グリーンツーリズムの推進、③交流居住の推進に重点化した事業に取り組み、その時点で存廃を含めた再点検を行います。</u></p>
------------------------------------	--	--

再編統合等の見直しを行う法人（準精査団体）

法人名	推進内容	
	改定案	現行
<p>茨城県道路公社 (道路建設課) (財)茨城県建設技術公社 (検査指導課)</p>	<p>○ <u>収益性の低い5路線が残り経営改善が急務となっている道路公社と組織のスリム化と効率的な運営を図る必要がある建設技術公社について、経営の合理化、安定化を図るため、平成23年4月を目途に総務経理部門の統合を進めます。</u></p>	<p>○ <u>収益性の低い5路線が残り急速な経営の悪化が危惧される道路公社と組織のスリム化と効率的な運用を図る必要がある建設技術公社について、経営の合理化、安定化を図るために事務管理の一元化を進めます。</u></p>
<p>(財)茨城県青少年協会 (女性青少年課)</p>	<p>○ <u>青少年から若者まで切れ目なく一体的に育成支援ができるよう、青少年育成事業の重要性に配慮したうえで、類似団体との統合について、関係団体や統合の相手となる類似団体の意見を聞きながら、平成24年度を目途に統合できるよう検討していきます。</u></p>	<p>○ <u>青少年や若者に対する支援事業を総合的かつ一体的に実施するため、県や他団体が実施している事業との統合・再編を含め、より効果的な青少年健全育成事業等の推進体制の整備を検討します。</u></p>

<p>(財)茨城県環境保全事業団 (廃棄物対策課)</p>	<p>○ <u>廃棄物受入量が当初計画を下回っており厳しい経営状況にあることから、地元地区及び笠間市の理解を得て、県外廃棄物の受入等の増加策を講じ、売上の増加を図るとともに、金利等を考慮した最も有利な条件により金融機関等から資金調達を図り、自立のかつ安定的な経営を進めます。</u></p>	<p>○ <u>廃棄物受入量が計画を下回っており厳しい経営状況にあることから、地元住民の理解のもとに廃棄物受入量の増加策を講じるとともに、金融機関から長期借入金を導入することにより県の短期貸付金の縮減を図り、自立のかつ安定的な経営を進めます。</u></p>
<p>(財)茨城県看護教育財団 (医療対策課)</p>	<p>○ <u>本県の人口比看護職員数は低位にあることから、地域に貢献できる質の高い看護師の養成に努めます。</u></p> <p>○ <u>定員や授業料等の見直しの検証や卒業後の県内定着状況の調査を行います。</u></p>	
<p>(株)いばらきIT人材開発センター (産業技術課)</p>	<p>○ <u>専門的なIT研修は、小規模で採算性が低いことから、損益分岐点の管理などを徹底し効率的な経営に努め、累積損失の早期縮減を図るとともに、県等からの委託に依存しない経営に努めます。</u></p> <p>○ <u>県が筆頭出資者ではなく、経営改革を主導的に行えないため、最大株主である(独)情報処理推進機構や地元古河市などと自立化に向けた協議を進めます。</u></p>	<p>○ <u>ソフトウェア関係の人材育成については、教育機関の充実等も考慮に入れながら、県関与のあり方について、他の出資者とも調整をしながら検討を進めます。</u></p>

保有土地等に係る実質的な将来負担への対策(案)

	H22	H23~26	H27~31	H32~36	H37~41
1. 住宅供給公社 (H21末: 384億円)	経営支援補助金 <46億円>	三セク改革推進債の活用(H22~37: 381億円) <15億円> <28~29億円/年> <27~28億円/年> <13~27億円/年>			
2. 土地開発公社 (H21末: 80億円)	経営支援補助金(~H27)	<9.7億円/年>			
		低価格法の適用(H21決算評価損37億円) → 県貸付金の債権放棄で対応			
3. 桜の郷 (H21末: 42億円)		計画償還(~H26: 43億円) <8.6億円> <8.6億円/年>			
4. 開発公社 (H21末: 105億円)	経営支援補助金(~H30) <17億円>	H23~25<13~15億円/年>	H28~30<16~17億円/年>	未造成工業団地(事業譲渡分支払) <H26~30: 16億円/年>	
5. 公共工業団地 (H21末: 428億円)	現年度利子分 <14億円>	<10~13億円/年>	<7~10億円/年>	<4~7億円/年>	<1~3億円/年>
	計画償還 <15億円/年>	計画償還の加速化(H31~) <25~30億円/年>			
6. TX沿線開発 ※ (H21末: 528億円)		現年度利子分(H22~41: 261億円) <19億円> <20~22億円/年> <16~19億円/年> <7~14億円/年> <1~6億円/年>			
	関連公共施設整備負担分(H22~39: 205億円) <7億円>	<13~22億円/年>	<6~13億円/年>	<10億円/年>	
7. 港湾(臨海土地造成) (H21末: 242億円)				計画償還(H31~38: 250億円) <30億円/年>	
8. 阿見吉原地区 (H21末: 65億円)		関連公共施設整備負担分(39億円)(H22~36) <1億円> <3~10億円/年> <1~3億円/年> <1億円/年>			
				計画償還(H31~36: 21億円)<3.5億円/年>	
計	144億円 (当初: 118億円 補正: 26億円)	100~120億円程度/年			30~100億円程度/年
実質的な将来負担見込額 1, 890億円程度(H21末)	1, 840億円程度	1, 400億円程度(H26末)	900億円程度(H31末)	300億円程度(H36末)	一億円程度(H41末)

※ TX会社からの償還剰余金(H29~37: 331億円)による繰上償還を除いた額